

JR東海労
大二運分会

交差点

No.463
2015年12月5日
責任者：今田昌二
発行：教宣部

前田さん裁判開催！

12月3日、大阪地裁810号法廷において第9回前田さん裁判が開催されました。

今回は原告の前田さんと期末手当の減率適用（ボーナスカット）の根拠とした非違行為を報告した当時の8名の被告管理者の主尋問・反対尋問が行われました。

開廷にあたり35席の傍聴席を巡り傍聴券の獲得のため組合員・会社側合わせ109名が抽選を行いました。原告の前田さんを支援するため仲間の組合員が東京・静岡・名古屋から、またOBの諸先輩、家族も早朝から駆けつけてきて頂きました。

会社側は大二輪4科長含めた管理者、大一輪の管理者、全車両所の管理者、支社課員等組合側とほぼ同数の56名を仕事そっちのけで大量動員させ傍聴にきていました。

原告前田さんが、弁護士役として 当時の8人の管理者に尋問！

原告前田さんは、被告会社の証人として出廷した、菊地（前）助役、辻井助役、伴助役、新井助役、上田助役、中嶋助役、雨川（元）助役、新田（元）助役に対して、それぞれの確に反対尋問を展開し、また、原告として前田さんへの主尋問、反対尋問においても、会社からの恣意的なボーナスカットの実態を法廷で堂々と主張してきました。

原告前田さんが、弁護士役として行った反対尋問では「あなたの報告により、私がボーナスカットされたことをどう思うか」との前田さんの問いかけに、ほとんどの被告証人が「心が痛む思いです」と証言しました。本心かどうかはわかりませんが、言い換えれば「心が痛むが、会社の命令（何でもかんでも報告すること）には相手がどうなろうと仕方ない」という冷徹極まりない「命令と服従」の姿勢の顕著な表れです。

裁判での前田さんと被告証人との具体的やり取りは、次回のお楽しみに！

前田さん裁判判決は、3月24日です！